

2020年8月8日（土）

技能実習生ホットライン報告

—複雑化する問題と「抵抗」の可能性—

外国人技能実習生権利ネットワーク

日本カトリック難民移住移動者委員会（JCaRM）

1 ホットラインの主旨

新型コロナウイルスの影響を受ける在日ベトナム人からの相談が、カトリックの司祭や修道者に多く寄せられ、生活困窮の訴えに対する食糧支援活動が4月より開始された。生活困窮を訴えるベトナム人のおよそ半数が技能実習生であり（次に留学生、非正規滞在、技術・人文知識・国際業務と続く）、この先、実習先企業などの業績悪化や倒産などによる賃金不払いや解雇、寮を追い出されるなど、労働問題や住まいの問題に直面することも予測された。

そのため、とくに技能実習生の労働問題への対応、また今後の相談連携のため、外国人技能実習生権利ネットワークと日本カトリック難民移住移動者委員会（J-CaRM）が共同して緊急ホットラインを実施した。また今回、緊急ホットラインを開催するにあたって、関係諸団体と早急に準備を進めるためにも、技能実習生の過半数をしめるベトナム人を対象に呼びかけることとした。

呼びかけは技能実習生に対してであるが、留学生などからの相談にも対応することとした。相談は、当日ばかりでなく1週間前からSNSを活用して受け付けた。これは技能実習生の多くが携帯電話に加入しておらず、通信手段がフェイスブックをはじめとするSNSに限定されているためである。その後、当日、労働問題に詳しい専門家や弁護士等によるヒヤリングを踏まえて回答することとした。

2 実施概要

●日時

第1回目：2020年6月9日（火）10時～16時

第2回目：2020年7月4日（土）10時～16時

●主催：外国人技能実習生権利ネットワーク・日本カトリック難民移住移動者委員会（J-CaRM）

●協力：移住者と連帯する全国ネットワーク（移住連）・イエズス会社会司牧センター

●対応言語：ベトナム語、日本語

●相談のルート：

ホットラインのフェイスブック、申し込みフォーム、当日の電話、神父様やシスターの個人のフェイスブック

※1週間程度前からフェイスブック、ツイッターを通じて、相談を呼び掛けた。

※神父様・シスターは日常的に相談を受けており、その中で、専門家に相談したほうがいいというものが当日の相談対象となった。特に、川口教会のシスター・マリアラン経由の相談が多い。

●会場：岐部ホール会議室（聖イグナチオ教会敷地内 四ツ谷駅徒歩3分）

●各地の拠点：

	現地コーディネーター	会場	専門家・相談員	ベトナム語相談員・通訳
札幌	難民移住移動者委員会 西	札幌教区 カトリックセンター	西（弁護士・労働組合 専門家は後日対応）	待機なし 必要に応じて東京とつなぐ
名古屋	岐阜一般労組 ケンカイ	外国人労働者 救済支援センター（岐阜羽島）	岐阜一般労組ケンカイさん	ヒー神父（神言修道会／ 名古屋教区）
大阪	シナピス ビスカルド	シナピス	RINK 早崎 シナピス川本綾	Sr. スオン
北九州	ユニオン北九州 有吉	ユニオン北九州	ユニオン北九州	待機なし 必要に応じて東京とつなぐ

3 相談の概要

第1回

●相談件数：44件（事前相談が30件、当日相談が14件）

●ジェンダー

男性17件、女性13件、不明14件

●在留資格別

技能実習生が24件、技術・人文知識・国際業務が6件、留学生が4件、その他・不明が10

件

第2回

●相談件数：52件

(関東：30件、中部：9件、近畿：3件、九州：6件、沖縄：1件、中国：3件)

(事前受付、当日の電話、シスターと神父様の紹介すべて。つながらなかった人も含む)

●ジェンダー（※手元にある相談票から東京対応26件、九州対応1件）

女性 14人、男性 12人、不明 1人

●在留資格別（※手元にある相談票から東京対応26件、九州対応1件）

技能実習14件、留学5件、技術・人文知識・国際業務4件、定住者2件、短期滞在1件、
配偶者ビザ→離婚1件

4 相談内容—複合的な困難、コロナ以前・以後の課題が混在—

コロナ関連	それ以外
仕事・賃金が減る・なくなる	暴力、暴言、差別的発言、脅し、パワハラ
休業手当	帰国の強要
会社の倒産	転籍
転籍	契約と仕事内容が異なる
特別定額給付金	妊娠・出産・産休
帰国困難	残業代不払い
妊娠し帰国希望するも帰国できない	電話の使用禁止
失業保険の申請方法	市民税
	ビザ変更
	年金脱退一時金

→重層的な問題の発生：

コロナ以前からある技能実習生・外国人労働者を取り巻く課題（債務、転職できない、パワハラ、暴力、いじめ、低賃金など）と、コロナを受けた課題（会社の倒産、仕事・賃金の減少、帰国困難）とが絡みあい問題が複雑化

ベトナム—日本間の移住インフラに埋め込まれた構造的な搾取・差別

債務労働、渡航前研修における軍隊式研修、転職が不可能、帰国が前提（ローテーション）、産業界の需要の優先、行政の支援制度の未整備、言葉・法知識の不足
技能実習生はこの制度的な困難を受け「ディエンパワーメント」される。

技能実習生にかせられた複合的な責任

1) 家族への責任・ジェンダー役割による縛り

儒教の影響→娘、息子は親につくす責任

ジェンダー不平等→女性の地位の低さ、妻・娘は家族のために就労する責任

2) 経済的な必要性

ベトナムの農村における経済成長と農業の近代化の遅れ→現金を得るには海外へ

3) 階層移動の難しさ

一党体制における縁故主義のまん延→経済成長時代をむかえるも階層移動が困難

→ジェンダーにかかわる問題の深刻化：

妊娠した女性たちが権利を知らされていない、安心して妊娠・出産・育児をする環境がそもそも整備されていない、帰国困難となり「産み育てる場所」が確保できない

女性たちは妊娠・出産に関して自身が納得いく選択ができているのか？

送り出し前の研修や来日後の研修で権利に関して知らされていない

日本・ベトナムにおける女性の地位の低さ

→暴力・いじめの問題：

証拠が残りにくい、本人への影響は甚大。

→関係機関の無責任：機構や監理団体、受け入れ企業が本来対処すべき問題が放置されている。休業補償の未支給、仕事探しや転籍先探しがなされていない

→相談の困難：深刻な事態にあっても相談先がない

「抵抗」のための緒資本の不足

(※しかし、「抵抗の日常的な諸形態」が示される一面も→「逃げる」「さぼる」)

<国家体制—社会運動・「抵抗」の経験の乏しさ>

●ベトナムの一党体制、検閲、デモ・集会の禁止

独立した労組がない、唯一のナショナルセンター「ベトナム労働総同盟」、女性の組織「女性連合」はベトナム共産党の大衆動員組織

NPO活動も（かつては？）監視対象、外国人の専門家も監視対象
法制度の未整備、

●日本が ODA 憲法、民法、競争法などの改正を支援、名古屋大の日本法教育研究センター

http://www.moj.go.jp/housouken/houso_houkoku_vietnam.html

<https://www.jica.go.jp/project/vietnam/032/index.html>

<http://cjl.law.nagoya-u.ac.jp/vt-han/about/>

●弁護士さんが少ない

luật gia 【律家】：法律家

luật sư 【律師】：弁護士

5 支援・連帯における課題と「抵抗」の可能性

●相談体制→各地の労働組合や支援組織の対応能力を超える相談の量、継続支援が必要なケースが多い

●技能実習生のエンパワーメント